

畜産技術練習生の概要

- 1 4月から翌年3月までの1年間、現場実習等を通じて、畜産に関する技術を修得することを目的とする。
(実習時間は、畜産試験場の開場日の8時30分から17時まで)
- 2 入場許可、技術練習内容及び修業判定は場長が行う。
- 3 技術習得に必要と認める外部講習等を受講する場合は、場内実習を免除する。
外部講習等とは、「農業機械士」、「家畜商」、「家畜人工授精師」等の資格取得に係る講習会を指す。
なお、これらの講習会に係る受講資格について、当场は保証しない。
- 4 夏期、冬期には数日間の休業日を設ける。
- 5 実習に係る授業料等の負担なし（就業ではないので、労務対価もなし）。
- 6 原則として、アルバイト等は禁止する。
- 7 入場には「自動車運転免許取得」と「傷害保険加入」が必要となる。
- 8 当场は、修業中における事故について、その責任を一切負わない。
- 9 原則、場内の宿泊施設に住み込み（転居手续が必要）とする。
 - ・ 各部屋は個室
 - ・ 風呂・トイレ・台所・ベッドあり、エアコン等なし
 - ・ 施設入居費用は無料とするが、光熱費は各自負担
- 10 当场は、修業後の就職等に関する斡旋は行わない。